**第２号議案**

**２０２３年度運動方針(案)**

**スローガン（案）**

**憲法を守り、戦争する国づくりを阻止しよう**

**全組合員参加の活動で要求闘争の推進を**

23年度運動の基本方針

東京都本部は中央本部方針を深める立場で、全国大会方針を土台にして具体化しました。

　中央本部方針はたたかいの羅針盤であり、たたかいの力です。情勢認識や基本的な課題や、たたかい方については中央本部方針を十分に読みこなし、議論して深め、お互い努力して身につけるようにしていきましょう。

Ⅰ　要求実現の運動を支える組織建設

１　組織機能の確立と強化

（１）規約にもとづく民主的・集団的組織運営

①　支部・分会・班の組織機能確立・強化

　　4つの指標（❶機関の確立・強化、❷交渉権の確立・強化、❸財政の確立・強化、❹学習教育活動の確立・強化）にもとづく組織点検を日常的におこなう習慣を確立します。また、各組織では世代交代を視野に入れた、担い手の育成・力量アップを意識的に行います。そのために学習・教育活動や団交など実践活動を強化します。

②　民主的で規律ある層の厚い組織確立

　　業種部会・地区協・支部・分会・班の執行委員会等、あらゆる組織について、委員長と書記長、または部会長と事務局長等、特定の役員に任務が集中しすぎないようにします。また、実際分担できる任務は何か、各組織で話し合い役割分担を役員全体で担えるようにします。

③　全員参加の組織運営の拡充

 　 都本部・支部・部会・地区協等で決定した活動方針の組合員への周知徹底は重要です。また、同時に職場の声（要求）を都本部・支部・部会・地区協が掴めるような組織運営も求められます。職場の声（要求）を引き出していくには信頼関係の構築が必要です。日頃より分会・班に職場訪問を日常的に行い、都本部・支部・部会・地区協

の方針、決定事項、議論されていること、職場の外に出た運動の意義や行動報告を職場

に伝えることが重要です。また、同時に職場の問題を都本部・支部・部会・地区協の執

行委員や幹事などが掴むことで職場の要求実現の為の方針や運動が提起される、循環

型の組織を目指します。

様々な要求は、個人的な想いが強いもの、職場の実態を捉えたものまで多岐に渡

りますが、労働組合の要求は社会的に見て正当性があるものにする必要があり、要求の整理は機関会議で議論し、決定します。

都本部の歴史から相互の情報共有は、団結強化や組織の維持にとても重要です。組

合幹部の任務分担やSNSを活用して積極的に職場訪問を行い、都本部・支部・業種部会・地区協が連携し、建交労東京の総合力を発揮して行ないます。

（２）継続可能な組織づくり

　①　都本部として各支部・分会の執行委員会への出席、または職場訪問を行い、職場要求・課題など状況を掴み、必要に応じて助言などを行います。

②　組織運営が困難となっている組織への援助

執行委員会の議題として継続して対応を行います。

（３）学習教育の確立

①　建交労東京学校

　　　これまで８期に渡って基礎・情勢・理論学習など、時勢やニーズに応じた講義を行い、全体的に組合員のレベルアップを図ってきました。**次期学習内容については２４春闘討論集会にて提起します。**また、学校に出席できなかった職場へ訪問しての出張学習を行ないます。

② 「業種部会活動報告学習交流集会」を開催します。

各業種部会より活動交流や互いの業種を知り、団結を深める目的で集会を行ないます。次回学習内容は引き続き執行委員会で議論します。

③　業種別の専門的学習

各産業の置かれている仕組みや情勢、これからの課題等、各業種の専門的な部分を深く学習する必要があります。また部会方針や政策等も改めて各業種部会で学習する必要があります。各業種部会は学習会を積極的に開催します。

　④　建交労パワーアップ試験

新入組合員テキストによるＡコースを、すべての組合員が必ず一度は挑戦する必修学習活動とします。一度受講した組合員も、改訂版・新入組合員テキストにもとづいて再度チャレンジする事を位置づけます。

⑤　全労連わくわく講座、勤通大、学習の友購読、建交労パワーアップ試験

パワーアップ試験を終えた組合員は、全労連わくわく講座と勤通大の受講を学習活動の重点にすえてとりくみます。

また、学習の友購読は継続的な組合の基礎理論の理解に大いに役立ちます。個人申込みでの購読が原則ですが組織単位でも購読を進めます。

（４）レクリエーション活動の強化

新型コロナウイルスの影響により直近でのレク活動の開催は判断が難しい情勢ですが、コロナが終息次第、各組織で議論して位置づけをして下さい。

バーベキュー・会議後の交流・泊まり込み、球技等、様々なものが考えられます。組合活動は苦しい事も大変な事も様々あります。苦しいだけでは運動は発展しません。また、息抜きも労働組合運動には必要であり、組織の活性化にも直結します。また、家族ぐるみで参加できるような企画も検討します。

都本部主催のレクリエーションについては、財政上の問題から2015年7月開催の日帰りバスツアー以降、具体的な計画立案が難しい状況が続いています。引き続き文化・レク部で研究します。

（５）コロナ禍での組織運営

今年７月末の報道によると、東京ではコロナ感染者が増えており、旧基準（全数把握）では1日８千人にも及び、感染の波が低いまま一定の周期で拡大を繰り返す「エンデミック」が始まる可能性もあるとのことで、終息の時期は不透明です。しかしながら、コロナを理由として各組織の会議・職場集会が延期続きで開催されなければ、２３秋季年末闘争、２４春闘をはじめとして、組合運営、情報共有、要求実現、団結に悪影響を及ぼします。

各組織は、各種会議の定期的な開催に努力し、時間短縮、三密回避、マスク着用、消毒等に十分注意し、リモート会議での開催も視野に入れます。リモート会議開催についての技術的支援については都本部へ積極的に相談してください。

（６）共済制度の活用と拡大促進

①　共済は、組合員の生活保障の重要な活動です。制度の活用と拡大は、組合員の福利厚生の向上と、組合加入のメリットにもなります。組織加入を推進すると共に、火災共済や自動車共済を含め、個人加入共済への加入を進めます。

②　**建交労東京共済会にて、（全労連共済　新コード）「生活まもるん共済」を立ち上げます。具体的な立ち上げ日時や、内容等は執行委員会で検討します。**

２　組織拡大

（１）組織拡大目標

　 財政登録の約１０％となる７５名を拡大目標とします。

（２）組織拡大の取り組み

　①　組織拡大の大前提は仲間を減らさないことです。また、拡大対象者となる新入社員・非正規労働者などを職場に定着させることが大変重要です。各職場は労働者の定着率の向上に向けて、魅力ある職場づくり、非組合員も含めた労働者の要求・悩みを掴むようにします。

　②　各業種部会では産業・業種の制度政策要求を重視し、制度政策と要求実現までの道筋を明確にした宣伝物を作成し、内外に広めます。

③　支部・分会・班では、職場の未組織労働者に対して組織拡大行動を積極的に行ない、職場での多数派を目指します。また、継続的な職場訪問行動を行います。

④　各組織はそれぞれ拡大月間を定め、集中的に行動します。

⑤ 拡大行動は都本部、業種部会、支部・分会・班、地区協、また、地域労組との連携が大前提です。各行動は都本部に結集し、常執・執行委員会にて相互に拡大行動計画と進捗を明らかにして情報を共有します。建交労東京の総合力を発揮し、相互に協力体制を確立します。

　⑥　労働相談体制の確立

組織拡大検討委員会より提起を受け、２０２１年３月に労働相談員制度を設置しました。今後、組織拡大検討委員会として、労働相談員を拡充し、労働相談対応の体制を強化します。

（３）都本部主催宣伝行動

　全ての業種は宣伝行動を都本部として主催し、計画を立て行動に移します。

（４）組織拡大検討委員会

 　 都本部執行委員会の下に設置する専門作業委員会として、組織拡大に関する調査研究と組織化方針の研究を行い、研究結果を都本部執行委員会に提言することを目的として２０１９年８月に立ち上げました。労働相談員制度のもと、労働相談の対応も行っています。

**（５）共済を前面に掲げた労働者の組織化について**

建交労東京は大会方針や春闘方針等で、非正規労働者の組織化について重点を置き、建交労東京が組織する職場内での拡大、あるいは労働相談にて拡大の努力を続けてきました。

しかしながら、職場で拡大した組合員が様々な理由で会社自体を辞めてしまう。労働トラブルを抱えた労働者による労働相談をきっかけとして拡大した組合員も、自身の問題が解決した後、間もなく、あるいは数か月後には脱退というケースが相次ぎ、非正規労働者の組織化について一部のケースを除いては進んでいないのが実情です。

このような状況の中、組織検討委員会より「東京都本部として非正規労働者組織化についての方針を示すべき」との答申がありました。その答申に応じ、都本部執行委員会にて論点を整理した、たたき台を提案すべく、２０２３年１月１９日の三役会議にて「第１次案　共済を前面に掲げた非正規労働者の組織化について」が提起され、

本格的な議論が開始されました。

議論の中で、「この構想を非正規労働者だけではなく、広い階層の労働者に向けて新しい組織化の形として呼びかけたらどうか。」との意見があり、案にも反映されました。そして、３月２７日の建交労東京共済会にて「第３次案」を報告しましたが、事務的な問題点や課題が浮き彫りとなりました。三役会議で解決策を検討し、課題は残しつつも５月２０日の第６回執行委員会にて、たたき台として「第４次案」を提案しました。執行部からは、「仕組みについて解りやすい『Ｑ＆Ａ』が必要ではないか。」という意見、また、「新共済の魅力」について質問が出されました。

その後、再び、執行委員会、建交労東京共済会、三役会議での討議を経て、全労連共

済事務局にもご相談し、「第４次案」に修正を重ね、今期最後の執行委員会となる８月

５日の第８回執行委員会で改めて構想を提案しました。引き続き組織化についての議

論を進めます。

３　全員組合員参加と業種部会の運動を柱にした要求闘争の展開

２４春闘を推進する土台となる「１０万人アンケート」のとりくみを軸にして、職場・地域で労働者との対話を広げ、要求を結集します。賃金引き上げを軸とした諸要求の闘争に全力をあげ、各職場・地域での組織拡大に結びつけます。さらに各業種部会がとりくむ制度・政策要求闘争の推進、業種部会間の交流・共同を追求した要求実現を勝ち取り、組織拡大に結実させます。

（１）建交労の全組合員と各職場、地域の非正規・未組織などを含めたすべての労働者を

対象に「１０万人アンケート」にとりくみ、「要求での多数派」を形成し、要求闘争を前進させ、組織的多数派を形成する足がかりを築きます。

（２）主要１２業種部会がとりくむ業種別の運動の中で、制度・政策を活かした要求実現をはかるとともに、業種部会間の共同行動を追求します。この共同を通じて組織的な前進をめざします。

（３）「長時間過密労働是正」「賃下げなしの時間短縮」「人間らしい働き方」を実現するた

めの運動を強化します。

①　３点の要求を実現するには、職場でのたたかいと共に、法改正などによって発注者からの単価と納期の改善が必要です。業種・業態によって発注者は、国・自治体・民間と異なり監督省庁も違いますが、それぞれ要請を行ない、若者に魅力ある業種・職場にしていくとりくみ、過労死・**あらゆるハラスメントの**根絶、**ジェンダー差別の解消**と合わせて、建交労東京の総合力を発揮して運動を展開します。

　②　長時間過密労働は労働者のいのちと健康を奪うだけでなく活発な組合活動も停滞させます。人間らしい働き方の実現は労働運動再生の大きな鍵として位置づけます。

４　東京・首都圏で行なわれる運動への結集と取り組みの強化

（１）ナショナルセンター・運動体・大産別への結集

東京地評、東京地評・全労連加盟単産地域協議会、東京春闘共闘に結集します。また、交運共闘、建設首都圏共闘への結集を今後も強めます。また、総がかり行動実行委員会の提起する各行動に結集します。

（２）集団交渉・労使協議会・トラックパレードへの結集強化

建交労首都圏運輸基本集団交渉と首都圏労使協議会の拡大と発展は、都本部の組織拡大と要求実現に直結します。参加企業・職場を増やす運動や、首都圏トラックパレードへの結集を強化します。

（３）反核トラックキャラバンへの結集

例年、全国青年部より反核トラックキャラバンが提起されます。都本部は東京青年部を通じて反核行動に結集します。

５　争議の早期全面解決に向けて

建交労の全国の争議、トンネルじん肺根絶闘争での、「基金創設」と訴訟の早期勝利解決に向けて全労連や地域の争議総行動などへの結集を強めます。

６　憲法を活かす諸権利闘争の強化

（１）職場内の非正規労働者との対話をおこない、「雇用、賃金・労働条件」に対する不満

や改善の要望を把握し、組合加入を前提にした「労働契約法１８条・旧２０条最高裁

判決、パート・有期労働法等（同一労働同一賃金ガイドライン）」を活用し、雇用確

保、賃金・一時金支給・各種手当・労働条件の改善を使用者側と交渉し、合意を勝ち

取るとりくみを推進します。

（２）２０２０年４月から中小企業を含めた新３６協定指針が適用されています。長時間労働を是正し、過労死・労災事故を防止する為、健康を保ち安心して有休を取得できるよう新指針を踏まえて使用者側と協議します。また使用者側に労働時間管理を徹底させ、不払い残業を根絶します。

（３）ハラスメント根絶に向けたとりくみでは、２０２０年６月からパワハラ防止措置が義務化（中小企業は２０２２年４月適用）されています。労働組合として、職場内での相談窓口の設置や就業規則にハラスメント禁止規定を反映させるなど使用者側と協議し、協定化を目指します。

（４）改正高年齢者雇用安定法では７０歳までの就業確保措置が努力義務化されましたが、労働災害の多い高齢者は労働法制の保護が必要です。非雇用型・フリーランス化や労働条件引き下げを許さないとりくみを職場で展開します。

（５）改正労働者派遣法により、最長３年を超える派遣労働者に対する雇用安定措置の義務化等（２０１８年１０月１日から適用）を活かし、職場内の派遣切り（派遣期間３年未満も含む）を許さないとりくみをすすめます。

（６）悪質な経営者と一体の「弁護士・社会保険労務士」による不誠実団交や支配介入などの労働組合つぶしを許さない闘いを重視します。

（７）コロナに感染した労働者に対する特別休暇の取得や待機中の補償の実施、差別等の防止、ワクチン接種による副反応の対策・協議を労使でおこなうようにします。

(８) 建交労で組織するエッセンシャルワーカーである、トラック、バス、生コン、ゴ

ミ収集、鉄道関係、ビルメン、公園清掃で働く高齢者、学童保育指導員等は、感染拡大

が始まった２０２０年３月から現在に至るまで、感染リスクを負いながら、人と人との

接触を回避しようのない業務を行い、社会のインフラ維持に大きく貢献してきまし

たが、未だ厳しい労働環境にあります。引き続き、エッセンシャルワーカーの社会的貢

献に相応しい労働条件獲得に向けた運動を強化します。

７ 政治闘争の強化

２０２３年通常国会の会期末に突如、衆議院・解散の風が巻き起こりました。岸田政権は、軍拡財源確保法や原発推進法、入管法改悪などの数々の悪法を強行採決しました。その一方、物価高騰で苦しむ国民生活の改善やコロナ対策を怠る中で、政権与党側の都合を押しつけようとする極めて無責任な対応です。

秋以降も各自治体で中間選挙や首長選挙がとりくまれます。東京では都知事の任期が２０２４年７月３０日までとなるため、小池都知事が任期中退任しなければ来年夏には東京都知事選挙が行われます。各組織では組合員の生活改善要求を明確にして、政治闘争・選挙闘争のとりくみを強化します。また、組合員と家族を含めた選挙権の行使を呼びかけます。

Ⅱ　２０２３年秋季年末闘争と２０２４年春闘の準備

1．２０２３年年末一時金闘争及び最賃引き上げ闘争

①　年末一時金と秋年末の諸要求の討議は、大会直後から推進するアンケート活動や組織建設大運動と一体で展開し、１０月中旬までに要求を確立します。また、職場内の非正規労働者の要求や実態を集約し、同一労働同一賃金にもとづいて、一時金支給を要求します。

②　各組織は統一闘争に結集し、闘争状況の点検・集約・報告体制の確立をはじめ統一交渉団の拡充などによる対角線交渉の配置など、闘争態勢の強化をはかります。

③　年末一時金の全国いっせい要求提出日は１０月１１日（水）とします。第１次回答指定日を１０月２５日（水）とし、１２月８日（金）までの支給をめざします。

④　統一闘争日（行動日）は回答指定日の翌日とします。統一闘争では腕章やワッペン闘争、組合旗掲揚などの戦術配置を含めて闘争を強化します。

⑤　全国統一データへの入力作業を迅速・確実に推進するとともに、昨年の年末一時金闘争の未入力を一掃する作業を徹底します。そのために各組織は統一データの入力作業を複数の担当者で分担するなど体制を拡充します。

＜年末一時金闘争の配置＞

一斉要求提出　１０月１１日（水）

第１次回答日　１０月２５日（水）　統一行動・入力作業　１０月２６日（木）

　　　第２次回答日　１１月　１日（水）　統一行動・入力作業　１１月　２日（木）

　　　第３次回答日　１１月　８日（水）　統一行動・入力作業　１１月　９日（木）

　　　第４次回答日　１１月１５日（水）　統一行動・入力作業　１１月１６日（木）

　　　第５次回答日　１１月２２日（水）　統一行動・入力作業　１１月２４日（金）

　　　第６次回答日　１１月２９日（水）　統一行動・入力作業　１１月３０日（木）

　⑥　７月２８日、中央最低賃金審議会が２０２３年度の最低賃金について目安額を答申しました。Ａランク(東京)「４１円」、Ｂランク「４０円」、Ｃランク「３９円」、加重平均１，００２円（４．３％増）です。１０月からの適用に向けて各都道府県の審議会での議論が行われていますが、目安額は現状及びこれからの物価高騰・円安を補える引き上げ水準ではありません。さらに地域間格差が放置され続ける結果となります。東京地評、東京地評・全労連加盟単産地域協議会と共に審議会への要請や地域での宣伝行動に参加します。

　⑦　全労連は２０２４年通常国会で「最低賃金全国一律制」の法制化に向けて運動を展開しています。建交労でも新署名の集約活動を旺盛にとりくみ、各職場・地域でミニ学習会を粘り強く展開し、街頭での宣伝行動などもおこない、労働者・国民一人ひとりに響き渡るような世論づくりを目指します。

　⑧　職場内の非正規労働者の賃金実態や要求にもとづいて、１０月からの最賃引き上げ分を秋季・年末一時金闘争と合わせて要求するようにします。

（２）１０万人アンケート大運動

①　１０万人アンケートは、全組織・全組合員参加の大運動として展開します。各組織は都本部第２６回定期大会後、直ちにアンケート活動を開始します。

❶　９月の早い段階で大会を開催する組織は、大会でアンケート用紙を配布して、目標・計画・行動・推進体制を決定し、いち早く活動に踏み出します。

❷　大会が９月中旬以降になる組織は大会を待たずに職場集会・学習会などでアンケート活動の徹底をはかり、直ちに活動をスタートさせます。

❸　組合員は必ず、自らアンケートに答えると同時に、自分以外の最低1人に（家族を含め）アンケートへの協力をはたらきかけます。

②　全組合員を対象に、以下に示した「アンケートと対話の目的・意義など」を繰り返し学習するようにします。

**＜アンケート活動の目的と意義＞**

❶　自らの要求を明確にして、その実現をめざす闘いに決起します。

❷　要求・政策の根拠や正当性、社会的大義を明らかにします。

❸　全組合員運動にしていくことで組織機能の確立・強化をはかります。

❹　アンケートをひろげることで組織拡大や共同の対象を広げます。

❺　アンケートの結果に示された労働者や中小業者などの実態をマスコミやインターネットなどを活用して可視化し世論を味方にします。

❻　実態告発と世論が、業界や自治体・政府を具体的に動かす原動力になります。

③　都本部全組合員、約１，２００人が２筆を集約し、（１筆は自分が書く、もう１筆は職場の非組合員や友人家族に書いてもらうなどして）２，４００筆を目標とします。

④　１０万人アンケートを中心に「全組合員参加の運動」を徹底し、職場からの積極的　な賃金・単価改善要求と職場の独自要求を確立します。

⑤　職場の全組合員の意思統一をはかり、賃金闘争での有額回答引き出しに全力を上げます。

⑥　各業種部会では産業・業種の制度政策要求を重視し、すべての組織（交渉単位）が重点とする制度政策要求を明確にして実現させます。

⑦　春闘アンケートは、まず自分の要求を自分で書く、「そして職場の非組合員や業種ではたらくなかまへ広げることが大切です。」

都本部に結集する職場組織の状況は様々です。ユニオンショップ協定が結ばれている職場、他労組が混在している職場、１人組合員組織で会社からの組合敵視政策にも負けずに都本部の旗を守っている職場など、状況は多々あります。

各職場で状況が違う中、職場の実態と要求を多く把握するため、自分以外の労働者からアンケートを、どのような方法を取ればどれだけ多く集約できるか、支部や業種部会で議論を深め、**職場での組合員比率や数に関わらず、職場の大多数労働者の要求を組合が掴むことによる、要求での多数派を目指します。**

　⑧　春闘アンケート回収の第１次集約は１０月２６日、第２次は１１月１０日までに

　　中央本部に到着した分となり、これまでに到着した春闘アンケートの集約結果に基

づき、中央春闘討論集会にて統一要求基準（案）が提起されます。

第３次集約は１２月２２日、第４次集約は２０２４年１月１１日となり、これまでに到着した春闘アンケートの集約結果に基づき、中央委員会にて統一要求基準（案）が決定されます。２０２４年第５次集約が２月１６日、２０２４年第６次集約は３月２９日となります。

春闘アンケートは第４次集約日までに中央本部に届かなければ統一要求基準に反映されません。各職場は極力、第２次集約日まで、あるいは年内までに春闘アンケートを中央本部に郵送し、都本部に数を報告するよう集約体制を準備します。

(３) 各組織の大会と総会

　コロナ感染拡大は終息していませんが、各組織の大会や各業種部会総会は、感染防

止を徹底し、オンラインも併用しながら参加者と組合員全体が確信を持ち、団結と交

流が深まるようにしっかりと準備し、元気が出る大会や総会を開催します。

（４）２０２４年春闘討論集会と方針決定

①　２０２４年春闘中央討論集会は、１１月２５日（土）～２６日（日）に開催します。全組織・全業種部会が春闘討論集会を積極的に位置づけるようします。２０２４年都本部春闘討論集会は２０２３年１２月３日（日）に開催します。

②　２０２４年春闘方針案は、２０２４年１月２７日（土）～２８日（日）に開催する第２５回中央委員会で決定すると同時に、中央委員会を春闘決起の場として成功させます。第２９回都本部委員会は２０２４年２月４日（日）に開催します。

**建交労東京都本部機関会議**

**執行委員会**

第１回　２０２３年　９月１０日（日）　大会直後

第２回　２０２３年　９月３０日（土）　１０時　神田支部会議室

第３回　２０２３年１１月１１日（土）　１０時　東京地評地下中会議室

第４回　２０２４年　１月１３日（土）　１０時　東京地評地下中会議室

第５回　２０２４年　３月　９日（土）　１０時

第６回　２０２４年　５月１８日（土）　１０時

第７回　２０２４年　７月　６日（土）　１０時

第８回　２０２４年　８月　３日（土）　１０時

**常任執行委員会**

第１回　２０２３年１０月１４日（土）１０時　　都本部７階会議室

第２回　２０２３年１２月　９日（土）１０時　　都本部７階会議室

第３回　２０２４年　２月１７日（土）１０時　　都本部７階会議室

第４回　２０２４年　４月１３日（土）１０時　　都本部７階会議室

第５回　２０２４年　６月１５日（土）１０時　　都本部７階会議室

第６回　２０２４年　８月１７日（土）１０時　　都本部７階会議室

**１１・１０中央行動**

２０２３年１１月１０日（金）

**都本部主催２４春闘討論集会**

２０２３年１２月　３日（日）

**２４年新年旗開き**

２０２４年１月１３日（土）１４時　　　　　　　東京地評７階ラパスホール

**第２９回都本部委員会**

２０２４年２月　４日（日）

**第１５回建交労学校**

２０２４年６月　７日（金）～９日（日）

**第２７回都本部定期大会**

２０２４年９月１５日（日）